

令和 7・8 年度本庄市建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領

令和 7 年 3 月 3 1 日

告示第 1 2 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本庄市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年本庄市告示第 2 1 号。以下「要綱」という。）第 8 条の規定に基づき格付を行うに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(格付方法)

第 2 条 格付は、次条に定める資格審査数値及び第 6 条に定める技術者数を基に第 7 条に定める格付基準に従って業種ごとに行うものとする。

(資格審査数値)

第 3 条 資格審査数値は、次条に定める客観的事項の審査数値及び第 5 条に定める市による加算点数値を合計した数値とする。

(客観的事項の審査数値)

第 4 条 客観的事項の審査数値は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 7 条の 2 3 に規定する経営事項審査の総合評定値（経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、平成 2 0 年国土交通省告示第 8 5 号第 2 に定める基準に従って審査し、同告示並びに平成 2 0 年 1 月 3 1 日付け国総建第 2 6 9 号「経営事項審査の事務取扱いについて」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」により算出した評点）とする。

(市による加算点数値)

第 5 条 市による加算点数値は、次に掲げる項目の数値の合計値とする。

(1) 工事成績点

ア 工事成績点は、申請業種ごとに配点する。

イ 工事成績点は、本庄市建設工事検査規則（平成 1 8 年本庄市規則第 1 2 6 号）に基づき評定した令和 4 年度及び令和 5 年度に完成した工事に係る工事成績評点を合計し当該工事件数で除して得た数値（算出された数値に 1 点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の次の表の区分に該当する数値とする。

工事成績	7 9 点以上 8 2 点未満	8 2 点以上 8 5 点未満	8 5 点以上 8 8 点未満	8 8 点以上
配点	2 0	4 0	6 0	8 0

ウ 中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）に基づく事業協同組合のうち、建設業法第 3 条の規定による許可を受けた者（以下「協同組合」という。）に係る平均点数は、当該協同組合として算出した数値を対

象とする。

(2) ISO認証取得点

ア ISO認証取得点は、建設工事の施工について、資格審査申請において公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001及び14001の認証を取得している者を対象とし、全ての申請業種に配点する。

イ ISO認証取得点は、次の表の区分に該当する数値とする。

認証取得したISO規格	9001	14001
配点	30	10

ウ 協同組合については、当該協同組合としての認証取得を対象とする。

(3) 建設業労働災害防止協会加入点

ア 建設業労働災害防止協会加入点は、資格審査申請日時点において建設業労働災害防止協会に加入している者を対象とし、全ての申請業種に10点を配点する。

イ 協同組合については、当該協同組合としての加入を対象とする。

(4) 障害者雇用点

ア 障害者雇用点は、次の者を対象に全ての申請業種に10点を配点する。

(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する報告義務がある場合で、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる事務所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書の写しを提出した者

(イ) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する報告義務がない場合で、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者

イ 協同組合については、当該協同組合としてアの要件を満たしている場合を対象とする。

(5) 優秀工事表彰評価点

ア 優秀工事表彰評価点は、令和5年度及び令和6年度に本庄市優秀建設工事表彰規程（平成22年本庄市訓令第17号）に基づき表彰された工事に該当する申請業種に対して、40点に受賞回数を乗じて得た数値を配点する。

イ 評価点の上限は80点とする。

(6) 技術者数に関する評価点

ア 技術者数に関する評価点は、申請業種ごとに配点する。

イ 技術者数に関する評価点は、資格審査基準日において技術者を常勤雇用する者に対して次の表により配点する。なお、1級相当技術者及び2級相当技術者については、次条に規定する者をいう。

区分	1級相当技術者	2級相当技術者
配点	1人当たり5点	1人当たり2点

ウ 評価点の上限は100点とする。

(技術者数)

第6条 1級相当技術者及び2級相当技術者の数は、要綱第2条第6号アに定める資格審査基準日の経営事項審査における総合評定値通知書の技術職員数の一級欄及び二級欄にそれぞれ記載された者の数とする。

(格付基準)

第7条 業種ごとの格付基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土木工事業

格付	基準
A級	資格審査数値が840点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が3人以上である者
B級	資格審査数値が700点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が1人以上である者（A級に該当する者を除く。）
C級	資格審査数値が450点以上であって、かつ、1級又は2級相当技術者の数が1人以上である者（A級及びB級に該当する者を除く。）
D級	A級、B級及びC級のいずれにも該当しない者

(2) 建築工事業

格付	基準
A級	資格審査数値が840点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が5人以上である者
B級	資格審査数値が690点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が2人以上である者（A級に該当する者を除く。）
C級	資格審査数値が500点以上であって、かつ、1級又は2級相当技術者の数が1人以上である者（A級及びB級に該当する者を除く。）
D級	A級、B級及びC級のいずれにも該当しない者

(3) 電気工事業

格付	基準
A級	資格審査数値が810点以上である者
B級	資格審査数値が660点以上810点未満である者
C級	資格審査数値が660点未満である者

(4) 管工事業

格付	基準
A級	資格審査数値が840点以上である者
B級	資格審査数値が660点以上840点未満である者
C級	資格審査数値が660点未満である者

(5) 舗装工事業

格付	基準
A級	資格審査数値が910点以上である者
B級	資格審査数値が750点以上910点未満である者
C級	資格審査数値が750点未満である者

(6) その他の業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業及び舗装工事業以外の業種）

格付	基準
A級	資格審査数値が770点以上である者
B級	資格審査数値が640点以上770点未満である者
C級	資格審査数値が640点未満である者

(格付の変更)

第8条 要綱第11条に定める参加資格の有効期間内においては、格付の変更は行わないものとする。ただし、本庄市建設工事請負等競争入札参加者資格審査会の議を経たときは、この限りでない。

(格付等の公表)

第9条 競争入札参加資格及び競争入札参加者名簿の有効期間中、本庄市ホームページにおいて、有資格者の格付、資格審査数値、客観的事項の審査数値及び技術者の数を公表する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(令和5・6年度本庄市建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領の廃止)

2 令和5・6年度本庄市建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領（令和5年本庄市告示第65号）は、令和7年3月31日限り廃止する。